

令和元年7月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会  
〒501-3246  
関市緑ヶ丘2-5-78  
TEL : 0120-337-301  
FAX : 0575-24-5733

# 月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・ 厚生労働省 ・ 国土交通省 ・ ㈱官公通信社 ・ 高齢者住宅新聞社 ・ 福祉新聞 ・ 日本経済新聞 他

## 障害児施設退所後の行き先に「自立援助ホーム」創設を



関係団体からヒアリングした検討会

厚生労働省は8日、障害児入所施設の在り方に関する検討会（座長＝柏女霊峰・淑徳大教授）を開き、関係6団体からヒアリングした。その一つ、日本知的障害者福祉協会は、障害児施設を退所した後の行き先として「自立援助ホーム」の創設を提言した。

自立援助ホームは義務教育終了後の15歳から原則20歳未満の、親と暮らせない人が暮らす場で、児童福祉法に位置付けられている。現在、164カ所ある。同協会はそれとは別に、障害児に限定して22歳まで暮らすことのできるホームとしたい考えだ。

また、障害児施設に入所する段階から、措置権限を持つ児童相談所、18歳以上の障害者へのサービス支給決定権を持つ市町村などが施設退所後を見据えて話し合う仕組みをつくるよう要望した。

提言の背景には、18歳を過ぎても障害児施設にいる「加齢児」の存在がある。知的障害児施設で暮らす子どもの7割は行政の措置による。家庭で虐待されたことなどが理由だ。

そうした子どもが退所後の生活基盤を整えるには行政の関与が不可欠だが、現在は児童の制度から障害者の制度につなぐ仕組みが法的に担保されていない。その調整は施設の努力に負う現実があり、同協会はそれを改めたい考えだ。

協会が提言する自立援助ホームはこうした話し合いのシステムを構築した上で、アパート暮らしやグループホームに移る手前の通過型の施設として、少人数での共同生活に慣れることを想定する。

同協会は、5年前の厚労省検討会でも同様の提言をしたが、社会的養護の分野で制度改革が進んだことも踏まえ、再提言した。

親と暮らせない事情のある子どもの育ちを保障する社会的養護の分野では、障害のある子どもが増加。児童養護施設などは生活単位の小規模化が進められている。検討会は今年2月に発足し、12月をめどに報告書をまとめる。

新しい制度・施設ができるということで、今後の動きに注目していきたい